医療情報取得加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証【マイナ保険証】として利用できます。

当院は、オンライン資格確認について、下記◇の整備を行っており、令和6年6月1日から、 「医療情報取得加算」を算定いたします。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

【初診時】

医療情報取得加算1 従来の保険証での受診 3点

医療情報取得加算2 【マイナ保険証】を利用し、診療情報提供に同意をした場合 1点

【再診時】(3月に1回)

医療情報取得加算3 従来の保険証での受診 2点

医療情報取得加算4 【マイナ保険証】を利用し、診療情報提供に同意をした場合 1点

【マイナ保険証】(マイナンバーカードの保険証利用)で診療情報を取得・活用することにより、 質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。